

芦屋市

令和7年度実施 任期付職員採用案内

募 職 集 種 滞納徴収員（任期付）

受 付 期 間 令和7年12月10日(水)から 採用予定人数に達するまで
※下記応募フォーム（QRコードに）による受付のみです。
(郵送不可)



求める職員像（“あしや”人材育成基本方針から）

芦屋のため、市民のために

自ら考え行動する職員

(問い合わせ先)

芦屋市総務部総務室人事課（本庁舎南館2階）
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
阪神電車「芦屋駅」下車南すぐ



TEL 0797-38-2019

芦屋市HP

1 職種・募集人数・受験資格

職種	募集人数	受験資格	
		年齢	必要な資格
滞納徴収員 (任期付)	1人程度	59歳まで (昭和41年 4月2日以降 に生まれた かた)	官公庁若しくは民間企業等での勤務経験※を2年以上有し、且つ以下のいずれかの条件を1つ以上満たすかた <ul style="list-style-type: none">●官公庁において税務行政経験1年以上を有するかた●金融機関での勤務経験1年以上を有するかた●民間企業若しくは官公庁において債権回収業務の経験を有するかた

* 正規職員として、1週間あたり35時間以上の勤務をしていることを要件とし、勤務経験が複数ある場合は、6ヶ月以上継続して勤務していた経験に限り通算することができます。採用予定日の前日時点での必要勤務年数の要件を満たさない場合は、採用できません。

上記の資格要件等を満たす場合でも、以下に該当するかたは、受験できません。

地方公務員法

- 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験申込み

(1) 申込み期間

令和7年12月10日（水）から採用予定人数に達するまで

※応募フォーム（表紙のQRコード）による受付のみです。

(2) 応募フォームに入力

- ①市のホームページ又は表紙のQRコードから応募フォームへアクセスし、申込内容の入力を行ってください。
- ②入力完了後、(no-reply@logoform.jp) のアドレスから受付のメールが配信されますので、ご確認ください。

(3) 試験日の連絡

○受付後、メールにてご連絡のうえ、試験日の日程調整を行い、試験日を決定します。

3 試験日程・合格発表等

	日程
面接試験	随時実施
合格発表	随時発表

4 採用予定日

令和8年1月1日以降随時

※合格者と相談のうえ決定します。

5 待遇等 ※令和7年4月1時点の内容

任用期間	採用日から令和9年3月31日まで（予定） ※採用日から5年を限度として、本人の同意を得て延長する場合があります。
勤務場所	芦屋市役所（芦屋市精道町7-6）
勤務形態	週5日勤務（1日7時間45分・週38時間45分勤務）
週休日	原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
時間外勤務	業務都合により、時間外勤務が発生する場合があります。
休暇	年次有給休暇※、各種特別休暇（夏季休暇・結婚休暇・忌引休暇等） ※令和7年度は1日～4日（採用月により決定）、令和8年度は1日～16日（採用月により決定）を付与
主な職務内容	滞納整理事務（納付折衝・滞納処分等）、徴収に係る相談事務（電話・窓口対応等）、その他徴収全般に係る事務
諸手当	条例・規則に基づき、通勤手当・住居手当・扶養手当・期末勤勉手当等を支給します。
昇給	通常、年1回の昇給があります。

《給与・年収等モデルケース》

- ①年制大学卒業後、民間企業等で24年間勤務後、45歳で芦屋市に転職した場合
- ②年制大学卒業後、民間企業等で14年間勤務後、35歳で芦屋市に転職した場合

	役職	給与月額（給料+地域手当）	年収の目安
①	主任	387,942円	650万円程度
②	主任	342,114円	570万円程度

◎給与及び年収の目安には、各種手当（扶養・住居・通勤・時間外勤務等）は含まれません。

【参考】配偶者・子2人扶養している場合は扶養手当29,000円を支給

◎その他の職歴等がある場合は、適宜、給与加算します。

6 その他

- 虚偽の申請又は不正があった場合、合格を取り消します。
- 試験を受験し、不合格となった方に対し、総合点数を開示します。
開示の請求は、合格発表の日から1ヶ月以内です。
- 試験結果の開示を希望される方は、宛先、試験区分を明記した長3号の返信用封筒（110円分の切手貼付）と本人確認書類（運転免許証等）の写しを人事課へ郵送してください。
- 受験に際しての提出書類は返却しません。